

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度

ワーキンググループ（第22回）－議事要旨

日時：令和2年4月1日（水） 15：00～17：00

場所：S k y p e開催

出席者：

<委員>

勝呂座長、青木委員、大関委員、奥田委員、曾我委員、西尾委員、弘津委員、福長委員、前田委員、安田委員、（五十音順）

<オブザーバー>

伊賀川 一般社団法人 住宅生産団体連合会 調査部長

海津 一般社団法人日本風力発電協会 技術部長

斉藤 一般社団法人日本風力発電協会 理事企画部長

久保 一般社団法人日本小形風力発電協会 副理事長

鈴木 一般社団法人太陽光発電協会 事務局長

議題：

- （1）風力発電アセスに係る参考項目の見直しについて
- （2）20～500kW の風力発電設備の電気保安のあり方について
- （3）東伯（とうはく）風力発電所のブレード折損事故に関する報告について
- （4）千葉・山倉水上メガソーラー発電所太陽電池破損事故に関する報告について
- （5）その他（ご報告）
 - ・水上設置型太陽電池発電設備に関する技術基準の検討状況について
 - ・「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」等の改訂を受けた電気事業法における今後の対応について
 - ・最近の自然災害に伴う風力発電設備の被害状況とりまとめと今後の対応について

議事概要：

(1) 風力発電アセスに係る参考項目の見直しについて

① 説明

○事務局より、資料1に基づき説明

② 討議

○委員等からの主な御意見

- ・前回WGにて、科学的に明らかなことと住民の懸念が一致しないことを意見したが、丁寧な説明だけで解決しないこともある。住民の不安や懸念を丁寧に聞き、フィードバックする仕組みが必要。
- ・対応方針(案)はそのとおり。本WGでの議論が忘れられぬよう記録を残すなどの対応が必要。
- ・(本WGでの議論の結果を) 仮に事業者団体への要請文とするのであれば、例えば、苦情等が寄せられた風力発電所の稼働後の実測について記載が必要。また、クレームのような苦情への対応を避けるため、「合理的な範囲で」という言葉を入れるなど、フレキシビリティが必要。
- ・県の環境アセスに関する審議会でも、必ず超低周波音も話題にのぼるが、寄せられる懸念は可聴域音であり、超低周波音ではない。
- ・今回のWGでの指摘については、引き続き、事務局でも検討して欲しい。

○事務局からの主な回答

- ・超低周波音に関する住民からの御懸念等に対し、引き続き、事業者団体に丁寧な説明や理解促進を行ってもらおうよう、推進部局とも連携して取り組んでいく。
- ・対応方針(案)については、事業者に対する要請文として事業者団体へ伝えたい。また、本WGでの議論は、議事録として残り、公表。
- ・本WGでは、超低周波音等を参考項目から削除することは御了解いただいたと認識。対応方針(案)や委員からの御指摘は、どのように事業者団体へ伝えるかは引き続き検討する。

(2) 20～500kWの風力発電設備の電気保安のあり方について

① 説明

○事務局より、資料2に基づき説明。

① 討議

○委員等からの主な御意見

- ・強度計算書等の図書の保有について、大型風車と同様のレベルの図書が保有されるようにされたい。

○事務局からの主な回答

- ・アンケート結果では、500kW以上の風力発電所に課せられる工事計画の届出で必要な図書と同様のレベルの図書を保有している、若しくは保有予定との回答を得ている。
- ・御意見を踏まえ、必要な省令の改正を行い、速やかにパブリックコメントの施行に移っていく。

(3) 東伯(とうはく)風力発電所のブレード折損事故に関する報告について

○日本風力開発ジョイントファンド株式会社より、資料3-1に基づき報告が行われた後、委員からの指摘を踏まえ、事故原因究明及び再発防止策の検討を引き続き行うこととなった。具体的には、次回WGで過去の点検記録を提出し、点検結果の引き継ぎがどのように行われていたか、補修が遅れている状況において安全のための停止措置がなぜ実施されなかったのか、ブレード損傷レベルが4のものについて他号機でもあるのか等、報告を求める指摘があり、事業者から指摘事項について対応する旨回答があった。また、資料3-2を用いて、鳥取県琴浦町で発生した風力発電設備に事故を踏まえ、事業者に対し電気事業法に基づく報告徴収を実施したことについて報告を行った。

(4) 千葉・山倉水上メガソーラー発電所太陽電池破損事故に関する報告について

○京セラTLCソーラー合同会社より、資料4に基づき、委員から指摘された事項を踏まえた再発防止策について報告があった。アイランドの形状やサイズについて応力が集中しない設計とすることやアンカー、係留線の安全率の見直しなどの再発防止策について委員からの了承が得られ、本件については本報告を持って、審議を終了した。

(5) 発電用風力設備の事故を踏まえた対応について(ご報告)

○事務局より、資料5-1に基づき水上設置型太陽光についての技術基準の改正について、資料5-2に基づき「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」の改定について、再エネ海域利用法と電気事業法の統一的解説が3月末にて公表された旨を報告。さらに資料5-3に基づき、令和元年度の台風被害があった設備で、廃止する設備等の理由から本WGで議論していない3件の事故について、各産業保安監督部で原因究明し、必要に応じて再発防止対策を実施予定である旨を報告。

次回ワーキンググループは、改めて調整させていただく旨を連絡し、閉会。

問い合わせ先:

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話 : 03-3501-1742

FAX : 03-3580-8486